

放課後等デイサービス事業者の行政処分について

2箇所放課後等デイサービス事業所について、児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき、監査を実施してまいりました。

その結果、両事業所において、それぞれ不正の事実を確認しましたので、法第21条の5の24第1項に基づき、両事業者に対し、令和3年9月2日付けで指定取消処分を行うとともに、不正に請求し、受領していた給付費について、法第57条の2第2項に基づく加算金等を含めた額を返還するよう求めましたので、御報告いたします。

第1 事案1

1 対象

(1) 事業者の概要

- ア 名称：合同会社CRADLE
- イ 代表者名：藤川 剛（代表社員）
- ウ 所在地：山科区音羽乙出町6番地6

(2) 事業所の概要

- ア 名称：放課後等デイサービス パピー
- イ 所在地：山科区音羽草田町43-40
- ウ 指定年月日：平成28年4月8日
- エ 定員：10名
- オ 提供するサービス：放課後等デイサービス

2 監査の実施状況

令和2年7月14日に実施した実地指導において著しい指定基準違反の疑いが生じたため監査を実施した。

(1) 実施期間

令和2年9月9日から（現在も継続中）

(2) 実施内容

書類調査及び関係者からのヒアリング

3 監査で確認した事実

(1) 人員基準違反（法第21条の5の24第1項第3号）

- ア 専従の要件がある管理者として届け出られていた代表社員が、実際には、本件事業者が大津市内で運営する本件事業所とは別の放課後等デイサー

ビス事業所（令和2年6月1日付け指定。以下「別事業所」という。）の管理者を兼務しており，専従の要件を満たしておらず，人員基準を満たしていなかった（令和2年8月～令和3年5月）。

イ 専任かつ常勤の要件がある児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）として届け出られていた代表社員が，実際には，別事業所の児発管を兼務しており，専任かつ常勤の要件を満たしておらず，人員基準を満たしていなかった（令和2年8月～令和3年5月）。

(2) 不正又は著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第10号）

ア 代表社員を別事業所の管理者兼児発管として届け出て指定を受けたにもかかわらず，指定後も，本件事業所に要件を満たす管理者及び児発管を新たに配置せず，そのうえ，上記(1)の状態にありながら，令和3年4月12日付けで，代表社員を本件事業所で常時勤務する管理者兼児発管として記載した実態と異なる内容の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（以下「勤務形態一覧表」という。）を作成し，本市に提出した。

イ 令和3年4月12日付けで，届出時点では退職しており，勤務する見込みがないと認識していた元従業者1名及び本件事業所と別事業所とを兼務していた従業者1名の計2名を，本件事業所で常時勤務する児童指導員として記載した実態と異なる内容の勤務形態一覧表を作成し，児童指導員等加配加算（以下「加配加算」という。）の算定に必要な人員を配置していると届け出た。

ウ なお，令和3年4月15日付けで，上記ア及びイとほぼ同内容の書類を作成し，大津市に提出している。

(3) 不適正運営（法第21条の5の24第1項第4号）

ア 個別支援計画（以下「計画」という。）を作成していなかった（平成28年7月～令和2年8月，利用者35人分）。

イ 提供したサービスの内容について記録せず，サービスを提供したことについて，保護者から確認を受けていなかった（平成28年7月～令和2年8月，利用者35人分）。

ウ 整備すべき従業者やサービスの提供に関する記録が適正に作成されておらず，また，保存すべき期間（5年間）保存されていなかった。

(4) 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

ア 上記(1)イに記載する事由により，児童発達支援管理責任者欠如減算を適用すべきところ，同減算を適用せずに給付費を請求し，受領した（令和2年10月～令和3年5月）。

イ 児童指導員等加配加算の算定に必要な人員を配置していないにもかかわらず，同加算を算定のうえ，給付費を請求し，受領した（令和3年4月～令和3年5月）。

ウ 上記(3)アに記載する事由により，計画未作成減算を適用すべきところ，

同減算を適用せずに給付費を請求し、受領した（平成28年7月～令和2年8月、利用者35人分）。

エ 欠席時対応加算の算定に必要な記録をしていないにもかかわらず、同加算を算定のうえ、給付費を請求し、受領した（平成29年1月～令和2年6月）。

オ 家庭連携加算の算定に必要な記録をしていないにもかかわらず、同加算を算定のうえ、給付費を請求し、受領した（平成29年1月～令和2年6月）。

4 行政処分の実施等

本事案については、給付費の請求に関し不正があったうえ、長期間に渡り、サービスの根幹となる計画や整備すべき記録が作成されていなかったという不適正な運営が行われていたこと、2つの自治体に跨り、同一人物を専任や常勤で勤務すると届け出るといった著しく不当な行為が行われたこと等から、令和3年9月2日付けで指定取消処分を行った。

また、本件事業者が不正に請求し、受領していた給付費については、当該額に100分の40を乗じて得た加算金等を含めた額の返還を求めた。

(1) 指定取消

効力発生日：令和3年11月1日

(2) 不正請求額の返還請求

返還請求額：約4,343万円（加算金等を含む。）

第2 事案2

1 対象

(1) 事業者の概要

ア 名称：合同会社あゆみ smile

イ 代表者名：藤原 静（代表社員）

ウ 所在地：下京区松原通柳馬場西入る杉屋町294番地
サンステージ21・1階

(2) 事業所の概要

ア 名称：放課後等デイサービス あゆみ smile

イ 所在地：下京区松原通柳馬場西入る杉屋町294番地
サンステージ21・1階

ウ 指定年月日：平成31年1月1日

エ 定員：10人

オ 提供するサービス：放課後等デイサービス

2 監査の実施状況

実地指導に係る書面の提出を令和3年1月15日に受け、確認を行うなかで、著しい指定基準違反の疑義が生じたため、監査を実施した。

(1) 実施期間

令和3年4月14日から（現在も継続中）

(2) 実施内容

書類調査及び関係者からのヒアリング

3 監査で確認した事実

(1) 不正な手段による指定（法第21条の5の24第1項第8号）

指定申請時に、常時勤務できる見込みがないと認識していた従業者1名を常勤の児童指導員として届け出ることによって、不正に指定を受けた。

(2) 人員基準違反（法第21条の5の24第1項第3号）

児童指導員等の配置数について、基準上定められている数を満たしていなかった（平成31年1月～令和2年6月）。

(3) 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

上記(2)に記載する事由により、人員欠如減算を適用すべきところ、同減算を適用せずに給付費を請求し、受領した（平成31年2月～令和2年6月）。

(4) 虚偽報告（法第21条の5の24第1項第6号）

実施指導において、本市が法の規定に基づき提出を求めた勤務形態一覧表に、代表社員及び従業者1名について実態と異なる勤務実績を記載し、本市に提出した。

4 行政処分の実施等

本事案については、不正な手段によって指定を受けたことはもとより、給付費の請求に関し不正があったうえ、指定後も継続して人員基準を満たしていなかったこと、本市に虚偽報告を行ったこと等から、令和3年9月2日付けで指定取消処分を行った。

また、本件事業者が不正に請求し、受領していた給付費については、当該額に100分の40を乗じて得た加算金等を含めた額の返還を求めた。

(1) 指定取消

効力発生日：令和3年11月1日

(2) 不正請求額の返還請求

返還請求額：約2,008万円（加算金等を含む。）

第3 今後の取組

1 利用者への対応

(1) 事業者の取組

事業者から、利用者に対して説明を行うとともに、今後の放課後等デイサービスの利用について意向を確認し、他事業所での受入調整を行っている。

(2) 本市の取組

事業者に対して、利用者への説明及び他事業所での受入調整を行うよう指導しており、引き続き、指定取消の効力発生日までに受入先の確保ができるよう対応する。

2 全市的な取組

(1) 事業者に対する周知

市内の全放課後等デイサービス事業者に対して、両事案の概要について周知し、適正な事業の運営について注意喚起を行った。

(2) 未然防止・再発防止の取組

市内の障害福祉サービス事業等を行う全事業者を対象とした集団指導等の機会を活用し、不正行為の防止について、再度周知徹底を図っていく。